事業名	重度心身障害者(児)日常生活用具給付事業の拡充

セールスポイント	・ストマ装具(人工肛門等)の給付上限となる基準額を引き上げることで、利用者の負担を軽減する ・医療的ケアが必要な方の医療機器に係る蓄電池及び自家発電装置を、新たに給付種目に追加する

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

・障害者の日常生活を容易なものとすることを目的に、日常生活用具給付事業を昭和44年から実施している。
・日常生活用具の種目ごとに給付上限となる基準額を設けており、基準額を超過する部分の金額は利用者が負担することとなる。
・ストマ装具は、物価高騰の影響から、5年間で約10～20%値上がりしている。
・医療的ケアが必要な方は、人工呼吸器や電気式たん吸引機などの医療機器を日常的に使用しているが、災害時に停電等が発生した場合、医療機器が使用できなくなるおそれがある。
・人工呼吸器を常時利用している方は、他事業により蓄電池や自家発電装置の給付を受けることができる。一方で、人工呼吸器の利用者で常時利用でない方や、人工呼吸器以外の医療機器を利用している方は、蓄電池及び自家発電装置の給付を受けることができない。

2. 目的

・ストマ装具(人工肛門等)の基準額引き上げによる超過負担の軽減
・医療的ケアが必要な全ての方に係る安心の確保

3. 内容

・ストマ装具(人工肛門等)の基準額の引き上げ

種別	現行	引き上げ後
消化器系	月額 8,858 円	月額 10,000 円(1,142 円増)
泌尿器系	月額 11,639 円	月額 13,000 円(1,361 円増)

※ストマ装具の給付対象者は以下①・②を満たす者
①ストマを造設しており、左記を理由に身体障害者手帳を取得している者
②障害者又はその配偶者の区市町村民税所得割額が46万円未満の者(18歳未満の児童は所得制限なし)

・蓄電池・自家発電装置の給付種目への追加

対象者	基準額	
医療的ケアが必要な障害児及び障害者	蓄電池 104,000 円	自家発電装置 212,000 円

4. 今後のスケジュール

・令和8年4月から拡充

事 業 費	6,138 万2千円	うち新拡分事業費	485 万 7 千円